

湧別町公私連携幼保連携型認定こども園運営事業者審査要領

1. 趣旨

本要領は、湧別町公私連携幼保連携型認定こども園運営事業者を選考する事務に必要な事項について定めるものとする。

2. 申請書類の取り扱い

応募事業者より提出された申請書類は、湧別町立保育所運営事業者選考委員会の各委員に配布し、委員はあらかじめ書類を通覧し、審査及に備えるものとする。

なお、応募が複数社からある場合については、提出順に記号を付して、すべての審査が終了するまで応募事業者名を匿名として中立性の確保を図るものとする。

3. 評価方法

審査会において書類審査を行うほか、プレゼンテーション審査の実施、提案詳細についての資料提出を受け審査を行う。

(1) 審査項目と配点

事業実施に向けた業務処理体制及び業務内容、今後の取り組みについて総合的に評価する。各項目の配点については、別紙1「審査調書」のとおりとする。

(2) 採点基準

次のとおり審査項目ごとに評価し、該当する得点を記入するものとする。

評価のポイント	配点10点の採点	配点20点の採点
特に良い	10	20
やや良い	8	16
普通	6	12
やや劣る	4	8
劣る	2	4

4. 最優秀者の選定

【応募者が複数の場合】

- ①各委員の判断で採点表（150点満点）の審査項目の配点枠内で採点する。
- ②各委員の採点表の中で合計点の最も多い応募者を1位とし順位を決める。
- ③全委員の採点結果を集計し、1位の数の最も多い応募者を候補者に決定する。
1位の数が同数の場合は協議により決定する。

※採点表、採点結果集計表は別紙のとおり

【応募者が単一の場合】

- ①各委員の判断で採点表（150点満点）の審査項目の配点枠内で採点する。
- ②全委員の採点結果を集計し採点の平均値を求め、平均値が90点以上の場合は、指定管理候補者に決定する。
- ③平均値が90点未満の場合は、採点の低かった評価項目について応募者と協議し改善策の提案を受ける。
- ④改善策の提案を受けて再度①～③の採点審査を行う。
- ⑤上記を繰り返してもなお平均値が90点以上とならない場合は決定を見送る。

町立保育所運営事業者選考審査調書

委員氏名

No.	事業者名			
番号	評価項目	評価基準	配点	評価点数
1	応募理由、運営に係る基本理念	認定こども園を運営するにふさわしい応募動機か。運営にあたっての基本理念が明確に示されているか。	10	
2	地域性	湧別町内又は隣接する市町における幼児教育・保育の実績があり、町内における幼児教育・保育の現状に適した運営が可能か。	20	
3	予算・決算の状況	将来にわたり安定した運営が見込める財務状況となっているか。	10	
4	職員体制	必要な事務職員、保育教諭等の適切な配置による運営が可能か。	10	
5	役員構成	法人を管理運営する役員構成は適切か。	10	
6	教育・保育内容	幼児教育・保育の内容及び義務教育への接続の取組みが適切なものになっているか。	10	
7	特色のある教育・保育活動	活動が子どもの発達に応じた良質な取組みとなっているか。	10	
8	人材教育（資格取得等）	人材育成への取組みは積極的か。	10	
9	安全管理	防災、防犯、緊急時の対応など、こども安全面に十分配慮しているか。	10	
10	保護者との信頼関係	保護者との関りや利用者からの要望・苦情等に適切に対応する考えを持っているか。	10	
11	地域連携	関係機関や団体等、地域と連携・協力した運営に配慮した考えを持っているか。	10	
12	事業の理解度	公私連携法人として、本事業の募集趣旨を適切に把握しているか。	10	
13	提案内容	提案が子どもの福利の視点に立った考え方となっているか。	20	
合 計			150	